

議案第 1 7 3 号

外国の地方公共団体の機関等に派遣されるさいたま市職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

外国の地方公共団体の機関等に派遣されるさいたま市職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 2 2 年 1 1 月 2 4 日提出

さいたま市長 清 水 勇 人

外国の地方公共団体の機関等に派遣されるさいたま市職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例

外国の地方公共団体の機関等に派遣されるさいたま市職員の処遇等に関する条例（平成 1 3 年さいたま市条例第 3 0 4 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（一般の派遣職員の給与）</p> <p>第 4 条 派遣職員のうち、教育職員（さいたま市教育職員の給与等に関する条例（平成 1 3 年さいたま市条例第 1 1 0 号）第 2 条第 2 項の職員をいう。以下同じ。）である派遣職員、企業職員（地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和 2 7 年法律第 2 8 9 号）第 3 条第 4 号の職員をいう。以下同じ。）である派遣職員及び技能職員（地方公務員法第 5 7 条に規定する単純な労務に雇用される職員であって、企業職員以外のものをいう。以下同じ。）である派遣職員以外のもの（以下「一般の派遣職員」という。）には、<u>人事委員会規則で定めるところにより、その派遣先の勤務に対して報酬が支給されないとき、又は当該勤務に対して支給される報酬の額が低いと認められるときは、その派遣の期間中、給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ 1 0 0 分の 1 0 0 以内を支給する。</u></p>	<p>（一般の派遣職員の給与）</p> <p>第 4 条 派遣職員のうち、教育職員（さいたま市教育職員の給与等に関する条例（平成 1 3 年さいたま市条例第 1 1 0 号）第 2 条第 2 項の職員をいう。以下同じ。）である派遣職員、企業職員（地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和 2 7 年法律第 2 8 9 号）第 3 条第 4 号の職員をいう。以下同じ。）である派遣職員及び技能職員（地方公務員法第 5 7 条に規定する単純な労務に雇用される職員であって、企業職員以外のものをいう。以下同じ。）である派遣職員以外のもの（以下「一般の派遣職員」という。）には、その派遣の期間中、給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ 1 0 0 分の 7 0 を支給する。<u>ただし、一般の派遣職員の派遣先の勤務に対して支給される報酬の額が低いと認められるときは、人事委員会規則で定めるところにより、給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ 1 0 0 分の 7 0 を超え 1 0 0 分の 1 0 0 以内を支給す</u></p>

2 一般の派遣職員の派遣先の機関の特殊事情により、給与を支給することが著しく不適當であると市人事委員会が認めるときは、前項の規定にかかわらず、当該一般の派遣職員には給与を支給しない。

3 第1項に規定する給与は、あらかじめ職員の指定する者に対して支払うことができる。

(企業職員又は技能職員である派遣職員の給与)

第9条 企業職員又は技能職員である派遣職員には、その派遣先の勤務に対して報酬が支給されないとき、又は当該勤務に対して支給される報酬の額が低いと認められるときは、その派遣の期間中、給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当を支給する。ただし、派遣先の機関の特殊事情により、給与を支給することが著しく不適當であると認められるときは、当該派遣職員には給与を支給しない。

ることができる。

2 一般の派遣職員の派遣先の機関の特殊事情により、給与を支給することが著しく不適當であると市人事委員会が認めるときは、前項本文の規定にかかわらず、当該一般の派遣職員には給与を支給しない。

3 第1項の給与は、あらかじめ職員の指定する者に対して支払うことができる。

(企業職員又は技能職員である派遣職員の給与の種類)

第9条 企業職員又は技能職員である派遣職員には、その派遣の期間中、給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当を支給する。ただし、当該派遣職員の派遣先の機関の特殊事情により、給与を支給することが著しく不適當であると認められるときは、当該派遣職員には給与を支給しない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。